

山口県後期高齢者医療広域連合について 〈概要〉

① 設立の経緯・目的

国の医療制度改革により、「健康保険法等の一部を改正する法律」が平成18年6月に公布され、平成20年度から75歳以上の後期高齢者を対象とした新たな医療制度が創設された。

この新たな後期高齢者医療制度の運営主体として、都道府県毎に全市町村が加入する広域連合が、平成18年度中に設立された。

※ 広域連合：地方自治法に基づく地方公共団体の組合（特別地方公共団体）

② 事務所の位置 山口市大手町9-11 山口県自治会館4階

③ 加入団体 県内の全市町 県内全ての市町が加入する広域連合は県内初

④ 設立年月日 平成19年2月1日

⑤ 組織図 別紙のとおり

⑥ 広域連合が処理する事務

後期高齢者医療制度の事務のうち、以下の事務

- ① 被保険者の資格の管理に関する事務
- ② 医療給付に関する事務
- ③ 保険料の賦課に関する事務
- ④ 保健事業に関する事務
- ⑤ その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

ただし、以下の事務は各市町が処理
・ 保険料の徴収
・ 各種申請の受付等の窓口事務

⑦ 費用負担

■事務費等の共通経費

県内市全市町からの負担金

【負担金の算定指標及び割合】

算定指標	均等割	75歳以上 人口割	人口割	計
割合	10%	45%	45%	100%

■医療給付に係る経費[20年度～]

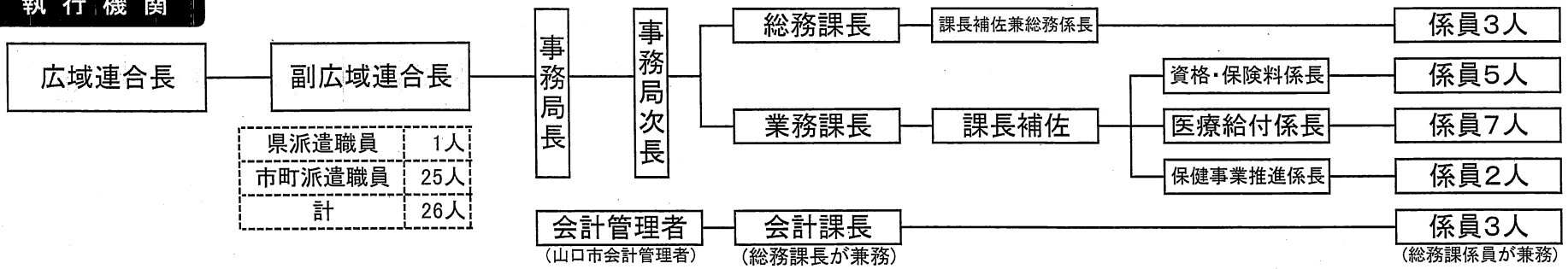
【財源構成】

後期高齢者の保険料 《約1割》	公 費 《約5割》 〔国 : 4 / 12 県 : 1 / 12 市町 : 1 / 12〕
後期高齢者支援金 (現役世代の保険料) 《約4割》	

各市町が医療給付費
に応じて負担

【山口県後期高齢者医療広域連合：組織図】（平成29年度）

執行機関



議会・委員会

